

全 住 協 第100号

令和元年7月5日

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会  
事務局長 米 山 篤 史

### 国土交通省「賃貸住宅管理業務に関するアンケート調査」へのご協力について

国土交通省から、賃貸住宅管理業の実態を把握するために標記に関するアンケートを実施する旨の連絡がありました。

アンケートは、国土交通省（調査実施：(株)三菱総合研究所）から賃貸住宅管理業を行っている企業に対し直接郵送されますので、アンケートが到着した際には、本調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

詳細は別添資料をご参照ください。

以 上

(添付資料)

- ・「賃貸住宅管理業務に関するアンケート調査」への御協力をお願い
- ・プレスリリース

(FAXでの回答方法)

下記の資料を全住協ホームページから入手してください。

- ・アンケート調査票
- ・アンケート FAX 回答用紙

[http://www.zenjukyو.jp/new\\_info/entry.php?id=10095](http://www.zenjukyو.jp/new_info/entry.php?id=10095)

(WEBでの回答方法)

- ・下記URLへアクセスしご回答ください。

<https://research.surece.co.jp/1906chintai/>

令和元年7月

各位

国土交通省土地・建設産業局  
不動産課

## 「賃貸住宅管理業務に関するアンケート調査」への御協力をお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

現在、国土交通省では、賃貸住宅管理業務等に関する調査検討業務を実施しております。

本調査は、賃貸住宅管理業者の事業形態や管理業務の契約状況等を詳細に把握し、賃貸住宅管理業の現状や課題を検証した上で、賃貸住宅管理業者登録制度（以下、「登録制度」という。）における未登録業者の登録促進や登録制度の見直しなど、賃貸住宅管理業の適正化につなげることを目的としております。

つきましては、上記調査の一環として、賃貸住宅の管理業務に携わっている皆様に、賃貸住宅管理業務の現況等を伺うためのアンケート調査を実施させていただきたいと存じます。

調査結果については、上記検討の資料として活用させていただき、その他の目的には使用いたしません。お忙しいところ誠に恐縮ですが、本調査の趣旨に御理解を賜り、アンケート調査に御協力いただけますよう、宜しくお願い申し上げます。

本趣旨を御理解の上、御回答につきましては、お忙しいところ恐縮ですが、**令和元年7月26日(金)まで**に御回答頂ければ幸いです。

なお、本アンケート調査の実施は、(株)三菱総合研究所に委託しております。アンケートに関するお問合せについては、以下にお願いいたします。

敬具

### ＜本アンケート調査の回答方法＞

- ◎回答は**同封の回答用紙**へご記入ください。
- ◎ご記入後の回答用紙は**FAX**にてお送りください（FAX番号は回答用紙に記載しています）。
- ◎なお、インターネット上での回答も可能です（URLは同封の調査票に記載しています）。

注）登録制度は、賃貸住宅管理業の適正化及び貸主と借主の利益保護を図るため、国土交通省が平成23年12月から施行している制度です。登録業者名等は公表され、また登録業者は業務処理準則に基づき管理業務に関する一定のルールを遵守することになります。

（参考URL：<http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/tintai/index.html>）

### ＜本アンケート調査に関するお問い合わせ先＞

株式会社三菱総合研究所 賃貸住宅管理業務に関するアンケート調査事務局  
電話：0120-901-840（土・日・祝日を除く、10:00～17:00）

令和元年 7 月 3 日  
土地・建設産業局 不動産課

## 賃貸住宅管理業務に関するアンケート調査の実施

～賃貸住宅管理業者の業務の実態等を把握し、賃貸住宅管理業の適正化につなげます～

国土交通省では、近年のサブリース契約における賃貸住宅管理業者と家主との間での家賃保証を巡るトラブル等を踏まえ、多様化しているトラブルの実態を正確に把握し、賃貸住宅管理業の適正化につなげるための調査を実施いたします。

国土交通省では、賃貸住宅管理業に関して一定ルールを定めた「賃貸住宅管理業者登録制度」（平成 23 年国土交通省告示第 998 号・第 999 号。平成 28 年一部改正）により、賃貸住宅管理業の適正化を図っているところです。

近年、賃貸住宅管理業者が家主からアパート等の賃貸住宅を一括して借り上げ入居者に転貸する、いわゆるサブリースにおいて、家賃保証を巡るトラブル等が発生しております。また、原状回復や敷金精算を巡るトラブルも依然として多く、賃貸住宅管理業の一層の適正化が求められています。

このため、今般、賃貸住宅管理業者の事業形態や管理業務の契約状況等を詳細に把握し、賃貸住宅管理業の現状や課題を検証した上で、賃貸住宅管理業者登録制度における未登録業者の登録促進や登録制度の見直しなど、賃貸住宅管理業の適正化につなげることを目的とした賃貸住宅管理業者向け調査を実施いたします。

なお、賃貸住宅管理業者と家主及び入居者との間のトラブルの実態等を把握するための調査も、順次、実施する予定です。

【調査対象業者】約 11,000 業者（登録制度に未登録の業者も含む）

【調査方法】郵送による書面調査及びインターネットによる Web 調査

【調査期間】令和元年 7 月 5 日（金）～令和元年 7 月 26 日（金）

<問い合わせ先>

国土交通省 土地・建設産業局 不動産課 石原、中村

TEL：03-5253-8111（内線：25-131、25-133）

FAX：03-5253-1557